

四日市市立小中学校施設整備事業

第 2 次 募 集 要 項
(追 加 資 料)

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

四 日 市 市

1.	募集及び選定の手順（第二次募集要項公表以降）	1
(1)	募集及び選定のスケジュール（予定）	1
(2)	説明会の開催	1
(3)	第二次募集要項等に関する質問受付	1
(4)	第二次募集要項等に関する質問回答	1
(5)	第二次提案書の受付	1
(6)	提案書のプレゼンテーション	2
(7)	審査結果の通知、優先交渉権者の決定及び公表	2
(8)	応募者の提案コストの負担について	2
(9)	募集手続きについての市の担当窓口	2
2.	提出書類	3
3.	提案書作成要領（第二次提案）	4
(1)	提案書	4
(2)	設計図書	4
4.	埋蔵文化財の試掘調査結果	5
5.	サービス購入料の構成	5
(1)	一時支払金	5
(2)	サービス購入料 1	6
(3)	サービス購入料 2	8
6.	サービス購入料の支払	8
(1)	一時支払金	8
(2)	サービス購入料 1	8
(3)	サービス購入料 2	9
7.	サービス購入料の改定	9
(1)	サービス購入料 1	9
(2)	サービス購入料 2	10
8.	供用開始予定日	10
9.	事業者等が付保する保険	11
(1)	本件工事期間中について付保すべき保険	11
(2)	維持管理期間中について付保すべき保険	11

1. 募集及び選定の手順（第二次募集要項公表以降）

(1) 募集及び選定のスケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは以下の通りとする。

日 程	内 容
平成 15 年 10 月 15 日（水）	第一次審査結果の公表・通知
平成 15 年 10 月 15 日（水）	第二次募集要項等の送付
平成 15 年 10 月 22 日（水）	第二次募集要項についての説明会
平成 15 年 10 月 24 日（金）～29 日（水）	第二次募集要項等に関する質問受付
平成 15 年 11 月 14 日（金）	第二次募集要項等に関する質問・回答公表
平成 15 年 12 月 15 日（月）・16 日（火）	第二次提案書受付
平成 15 年 12 月 22 日（月）	提案書提出企業の公表
平成 16 年 1 月 19 日（月）～21 日（水）	提案書のプレゼンテーション、審査
平成 16 年 1 月 30 日（金）	審査結果の通知、優先交渉権者の決定及び公表
平成 16 年 2 月	基本協定の締結
平成 16 年 5 月	事業者との仮契約締結
平成 16 年 6 月	事業者との本契約締結

(2) 説明会の開催

- ア. 開催日 : 平成 15 年 10 月 22 日（水）
 イ. 開催時間 : 午後 1 時 30 分～午後 3 時（予定）
 ウ. 開催場所 : 三重県四日市市諏訪町 1 - 5
 四日市市役所 9F 教育委員会室

(3) 第二次募集要項等に関する質問受付

- ア. 受付期間 : 平成 15 年 10 月 24 日（金）～平成 15 年 10 月 29（水）
 イ. 提出先 : 募集手続きについての市の担当窓口
 ウ. 提出方法 : 「第二次募集要項等に関する質問書」（第 1 号様式）
 に記入し E メールにより提出すること。

(4) 第二次募集要項等に関する質問回答

- ア. 回答日 : 平成 15 年 11 月 14 日（金）
 イ. 回答方法 : 質問回答については市のホームページに公表する。

(5) 第二次提案書の受付

- ア. 受付日時 : 平成 15 年 12 月 15 日（月）・16 日（火）
 午前 10 時～午後 5 時
 イ. 提出先 : 募集手続きについての市の担当窓口まで持参すること。

(6) 提案書のプレゼンテーション

- ア. 実施日 : 平成 16 年 1 月 19(月)日 ~ 21(水)日
のいずれかの日を予定
- イ. 実施方法 : 詳細については、別途応募者に通知する。

(7) 審査結果の通知、優先交渉権者の決定及び公表

- ア. 通知方法 : 第二次審査結果通知書は、応募者の代表企業に対し
公表日までに郵送する。
- イ. 公表日 : 平成 16 年 1 月 30 日 (金)
- ウ. 公表方法 : 優先交渉権者の決定については、市のホームページ
にて公表する。

(8) 応募者の提案コストの負担について

第二次提案審査の結果、次点以下の者に対しては提案報奨金として各々 200 万円を支払う予定である。

(9) 募集手続きについての市の担当窓口

本募集に関する諸手続・提出先・連絡先等は、特に指定のない限り下記窓口とする。

担当窓口 : 四日市市教育委員会 教育施設課
E - m a i l : kyouikushisetsu@city.yokkaichi.mie.jp
住所 : 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
電話 : 0 5 9 3 - 5 4 - 8 2 4 3
F A X : 0 5 9 3 - 5 4 - 8 3 0 8
ホームページ : <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/schoolpfi/index.html>

2. 提出書類

提出書類は以下の通りで、様式は別添の様式集に基づく。

- ア 提案提出届 < 1部 >
 - (第2号様式) 第二次提案書提出届
 - (第3号様式) 要求水準書に関する確認書

- イ. 施設整備業務提案書 < 正本1部、副本20部 >
 - (第4号様式) 表紙
 - (第5号様式) 実施体制説明書
 - (第6号様式) 施設設計説明書(意匠)
 - (第7号様式) 施設設計説明書(空間)
 - (第8号様式) 施設設計説明書(配置・動線)
 - (第9号様式) 施設設計説明書(環境・省資源)
 - (第10号様式) 施設設計説明書(安全)
 - (第11号様式) 施設設計説明書(仮設校舎)
 - (第12号様式) 建設計画説明書
 - (第13号様式) 工程計画書
 - (第14号様式) 面積表
 - (第15号様式) 仕上げ表
 - (第16号様式) 施設整備費内訳書

- ウ. 維持管理業務提案書 < 正本1部、副本20部 >
 - (第17号様式) 表紙
 - (第18号様式) 実施体制説明書
 - (第19号様式) 計画説明書
 - (第20号様式) 長期修繕計画書
 - (第21号様式) 維持管理費内訳書

- 工. 事業計画提案書 < 正本 1 部、副本 2 0 部 >
- (第 22 号様式) 表紙
 - (第 23 号様式) 事業スキーム図
 - (第 24 号様式) 価格提案書
 - (第 25 号様式) 提案価格計算書
 - (第 26 号様式) 資金調達計画書
 - (第 27 号様式) 事業の安定性に関する提案書
 - (第 28 号様式) リスク管理方針
 - (第 29 号様式) ライフサイクルコスト計算書
 - (第 30 号様式) 長期収支計画書
 - (第 31 号様式) 利息計算書・サービス購入料計算書
 - (第 32 号様式) 協力企業名簿

- 才. 設計図書 < 正本 1 部、副本 2 0 部 >
- 配置計画図 (縮尺 1 / 500 ~ 1000)
 - 平面図 (縮尺 1 / 200 ~ 300)
 - 立面図 (縮尺 1 / 200 ~ 300)
 - 断面図 (縮尺 1 / 200 ~ 300)
 - 鳥瞰パース (各校 1 枚 A3 カラー)

3. 提案書作成要領 (第二次提案)

(1) 提案書

- ア. 各提案書は、様式集に示す所定の様式及び枚数で作成し、表紙を付け、それぞれ 1 分冊として左ホッチキス綴じとする。
- イ. 各分冊ごとに、各ページの下中央に通し番号をふり、各様式の右下余白には提案受付番号の記入欄を設け、参加資格通知書に記載されている第一次審査通過者番号を記入する。
- ウ. 言語は日本語とし、全て横書きとする。
- エ. 使用ソフトは Microsoft の Word 又は Excel を使用する。
- オ. 様式集に指定された様式については、電子データとして CD - ROM に保存し、提出する (同じものを 2 枚)。Excel のファイルについては、計算過程が分かるように計算式を残して提出する。

(2) 設計図書

- ア. 設計図面は、製図に関係する日本工業規格に従う。
- イ. 右下に図面名称及び市から送付された第一次審査結果通知書に記載された番号を記入する。
- ウ. 各様式は、提出図書の右下余白には、図面の種類 (配置計画図等) を明示する。
- エ. 各様式の右下余白には提案受付番号の記入欄を設け、参加資格審査結果通知書に

記載されている第一次審査通過者番号を記入すること。

オ. 補足説明の図面(縮尺は任意)が必要な場合は適宜作成し、各様式に添付する。

カ. A3版に縮小したものを、A4に折り、施設整備業務提案書の分冊の最後に合わせて綴じる。

キ. 2.オ について、枚数は自由とする。

4. 埋蔵文化財の試掘調査結果

富田小学校に係る埋蔵文化財保護に関し、市において改築対象施設の周辺で試掘調査(調査地点4カ所)を実施した結果、いずれの地点からも明確な遺構・遺物は確認されなかった。

ただし、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、原状を変更することなく市に連絡し、その指示に従うものとする。

5. サービス購入料の構成

各サービス購入料は、一時支払金、サービス購入料1及びサービス購入料2から構成され、施設整備のサービス対価が一時支払金とサービス購入料1、維持管理業務のサービス対価がサービス購入料2である。

(1) 一時支払金

市が特定事業契約締結後、義務教育施設整備に係る国庫補助金が交付された場合、また起債が認められた場合に、施設整備の対価に相当する代金のうち改築施設・改修施設ともに完成確認後40日以内に支払う一部充当額。

市は、下記に示す予定額を一時金として事業者を支払うものとする。但し、当該金額は国庫補助金及び起債の対象等の精査によって、変更する場合がある。

この場合、国庫補助金又は起債対象額が増額となった場合には、下記に示す一時支払金の予定額に当該金額に応じた金額を上乗せして一時支払金を支払い、国庫補助金又は起債対象額が減額となった場合には、下記に示す一時支払金の予定額を減額せずに一時支払金として支払う。

一時支払金の予定額

(単位：千円)

年度	対象校	施設	予定額(税込)
平成 17 年度	南 中 学 校	改築体育施設	363,304
		改築校舎	1,071,437
	橋北中学校	改修対象施設	179,820
		改築対象施設	176,563
	港 中 学 校	改修対象施設	12,624
	富田小学校	改修対象施設	296,307
	計		
平成 18 年度	港 中 学 校	改築対象施設	755,495
	富田小学校	改築対象施設	409,202
	計		1,164,697
合 計			3,264,752

(2) サービス購入料 1

次の a 及び b を合わせたものとする。

- a 施設整備の対価に相当する額から一時支払金を控除した額(以下「割賦払金」という。)
- b a を元本とし、事業者が提案する支払金利(以下「支払金利」という。)により南中学校及び橋北中学校については 85 回、港中学校及び富田小学校については 83 回の元利均等返済方式で算出される金利支払額(以下「割賦金利」という。)

ア. 元利償還額の計算方法は、次のとおりとする。

南中学校及び橋北中学校

i. 第 1 回から第 45 回(平成 18 年 5 月～平成 29 年 5 月)

南中学校及び橋北中学校にかかる割賦払金の 2 分の 1 の金額を 45 回で元利均等返済する額 + 南中学校及び橋北中学校にかかる割賦払金の 2 分の 1 に対する金利。ただし、第 1 回の割賦金利は、施設の引渡日翌日から平成 18 年 3 月 31 日までに対応する金利(日割り計算)とする。

ii. 第 46 回から第 85 回(平成 29 年 8 月～平成 39 年 5 月)

南中学校及び橋北中学校にかかる割賦払金の 2 分の 1 の金額を 40 回で元利均等返済する額

iii. 支払金利

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円・円)金利スワップレートとする。

南中学校、橋北中学校の基準金利を決定する基準日は本件事業契約において合意された南中学校の第1 供用開始予定日・第2 供用開始予定日、橋北中学校の第2 供用開始予定日のいずれか遅い日の2 銀行営業日前とする。当該基準日が金融機関の営業日（以下本別紙において「金融機関営業日」という。）でない場合は、その直前の金融機関営業日とする。

なお、提案価格における基準金利は、平成 15 年 12 月 1 日（月）の基準金利とする。

港中学校及び富田小学校

i. 第 1 回から第 43 回（平成 18 年 11 月～平成 29 年 5 月）

港中学校及び富田小学校にかかる割賦払金の 2 分の 1 の金額を 43 回で元利均等返済する額 + 港中学校及び富田小学校にかかる割賦払金の 2 分の 1 に対する金利。ただし、第 1 回の割賦金利は、施設の引渡日翌日から平成 18 年 9 月 30 日までに対応する金利（日割り計算）とする。

ii. 第 44 回から第 83 回（平成 29 年 8 月～平成 39 年 5 月）

港中学校及び富田小学校にかかる割賦払金の 2 分の 1 の金額を 40 回で元利均等返済する額

iii. 支払金利

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円 - 円）金利スワップレートとする。

港中学校、富田小学校の基準金利を決定する基準日は本件事業契約において合意された港中学校、富田小学校の第 2 供用開始予定日のいずれか遅い日の 2 銀行営業日前とする。当該基準日が金融機関の営業日（以下本別紙において「金融機関営業日」という。）でない場合は、その直前の金融機関営業日とする。

なお、提案価格における基準金利は、平成 15 年 12 月 1 日（月）の基準金利とする。

イ. 施設整備の対価に相当する額は、次の費用を含むこと。

設計費

工事監理費

直接工事費（提案により仮設校舎整備費を含む）

共通費

仮設校舎維持管理費（提案に仮設校舎整備を含む場合）

各種調査・対策費

各種手続・申請費

備品等設置及び更新費

開業費

建中金利

ファイナンス組成費

所有権移転に伴う費用

施設整備に係る保険料

その他

(3) サービス購入料 2

事業者が事業期間中に行う、維持管理業務の対価に相当する額とする。

建築物維持管理業務費

建築設備維持管理業務費

植栽・外構維持管理業務費

安全管理業務費

環境衛生・清掃業務費

備品等保守管理業務費

修繕・更新費

保険料

その他

なお、第 2 供用開始予定日以降に支払われるべき 2 回目以降のサービス購入料 2 の支払額はそれぞれ同額とすること。

6. サービス購入料の支払

(1) 一時支払金

事業者は、市による完成確認が得られた後、速やかに、施設整備にかかる対価に相当する額のうち一次支払金の請求書をそれぞれ提出するものとし、市は、事業者から請求書を受領した日から 40 日以内に、施設整備にかかる対価に相当する額のうち一時支払金をそれぞれ支払う。

(2) サービス購入料 1

市は、事業者に対し、学校別に 2 回の完成確認が得られていることをそれぞれ条件として、サービス購入料 1 を支払うものとする。

事業者は、各四半期の終了後速やかにサービス購入料1に係る請求書を市に提出するものとし、市は請求日(適正な請求書を市が受理した日)から40日以内に事業者に対してサービス購入料1を支払う。

(3) サービス購入料2

運営期間中、事業者は維持管理業務についての業務報告書を作成対象月の翌月5日(当該日が市の休日である場合には、その直後の市の休日でない日とする。)に市に対して提出するものとする。

市は、業務報告書を受領した日から、10日以内に、事業者に対してモニタリングの結果を通知するものとする。

事業者は、各四半期の最終月の市によるモニタリング結果の通知を受けた場合、速やかにサービス購入料に係る請求書を市に提出するものとし、市は請求日(適正な請求書を市が受理した日をいう。)から40日以内に事業者に対してサービス購入料2を支払う。

7. サービス購入料の改定

(1) サービス購入料1

サービス購入料1は、金利変動を考慮した改定を行う。

基準金利

基準金利の改定は、平成29年4月1日の2銀行営業日前とし、南中学校及び橋北中学校については第46回以降、港中学校及び富田小学校については第44回以降のサービス購入料1の算定に適用する。基準金利は、東京時間午前10時にテレレートに発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年もの(円・円)金利スワップレートとする。当該基準日が金融機関営業日でない場合は、その直前の金融機関営業日とする。

(2) サービス購入料 2

- ア. サービス購入料 2 は、平成 19 年度以降、物価変動を考慮した改定を行う。
イ. 改定は、各事業年度ごとに 1 回行い、各事業年度の第 1 四半期の支払時より反映させる。
ウ. 改定は、次の算式に基づいて実施する。
なお、 $(C S P I_{t-2} / C S P I_{16}) \times \{(1 + C T_{16}) / (1 + C T_{t-2})\}$ は小数点以下第 3 位まで算出するものとし、第 4 位以下は切り捨てとする。

$$P_y = P_x \times (C S P I_{t-2} / C S P I_{16}) \times \{(1 + C T_{16}) / (1 + C T_{t-2})\}$$

ただし、

- P_y : t 年度の改定後サービス購入料 2
 P_x : t 年度の改定前サービス購入料 2 基準値
 $C S P I_{t-2}$: 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の t-2 年度平均値
 $C S P I_{16}$: 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の平成 16 年度平均値
 $C T_{t-2}$: t-2 年度の消費税率
 $C T_{16}$: 平成 16 年度の消費税率

8. 供用開始予定日

供用開始予定日とは、市が施設の供用を開始することを予定する日をいい、事業者は以下に示す期限内で学校別に第 1 供用開始予定日及び第 2 供用開始予定日を提案するものとする。

南中学校

第 1 供用開始予定日	平成 18 年 3 月 31 日
第 2 供用開始予定日	平成 18 年 3 月 31 日

橋北中学校

第 1 供用開始予定日	平成 17 年 10 月 31 日
第 2 供用開始予定日	平成 18 年 3 月 31 日

港中学校

第 1 供用開始予定日	平成 17 年 10 月 31 日
第 2 供用開始予定日	平成 18 年 8 月 31 日

富田小学校

第 1 供用開始予定日	平成 17 年 10 月 31 日
第 2 供用開始予定日	平成 18 年 8 月 31 日

9. 事業者等が付保する保険

(1) 本件工事期間中について付保すべき保険

事業者は、本件工事期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

[対象]	本件施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
[補償額]	事業者による提案
[期間]	着工から維持管理開始予定日前日まで
[その他]	被保険者を SPC，下請業者，市とし，交差責任担保特約を付ける。

(2) 維持管理期間中について付保すべき保険

事業者は、改修対象施設の供用が開始される日から本件事業契約の終了日までの期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

施設賠償責任保険：施設そのものに起因する事故による損害を補償。

[対象]	本件施設における維持管理・運営期間中の法律上の賠償責任
[補償額]	事業者による提案
[期間]	維持管理開始予定日から事業契約終了時まで
[その他]	被保険者を SPC，下請業者，市とし，交差責任担保特約を付ける。